

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品—定額法—H19.4.1以前取得…旧定額法
—H19.4.1以後取得…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・徴収不能引当金—未収金、未払金の差額の10%を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 岩手県社会福祉協議会 社会福祉事業職員共済

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では社会福祉事業のみを行っているため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 収益事業及び公益事業における拠点区分別内訳表
（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
当法人では公益事業及び収益事業を設けていないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

①春陽会本部拠点区分（社会福祉事業）

ア 春陽会本部

②特別養護老人ホームあんずの里拠点区分（社会福祉事業）

ア 介護老人福祉施設

イ 短期入所生活介護

③岩手町デイサービスセンター拠点区分（社会福祉事業）

ア 岩手町デイサービスセンター

④岩手町デイサービスセンターサテライト東部デイサービス拠点区分（社会福祉事業）

ア 岩手町デイサービスセンターサテライト東部デイサービス

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	27,397,759	0	989,812	26,407,947
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	30,397,759	0	989,812	29,407,947

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	389,630,990	363,223,043	26,407,947
小 計	389,630,990	363,223,043	26,407,947
その他の固定資産			
構築物	192,240	192,239	1
車両運搬具	11,903,373	11,510,259	393,114
器具及び備品	55,589,925	45,189,569	10,400,356
有形リース資産	15,173,400	4,087,160	11,086,240
小 計	82,858,938	60,979,227	21,879,711
合 計	472,489,928	424,202,270	48,287,658

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

間接法のため記載なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

1 2. 関連当事者との取引の内容

該当なし

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（春陽会本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

（1）固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品一定額法—H19.4.1以前取得…旧定額法
—H19.4.1以後取得…定額法

- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

（2）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・徴収不能引当金—未収金、未払金の差額の10%を計上している。

（3）消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- （1）春陽会本部拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- （2）拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。
ア 春陽会本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

間接法のため記載なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（特別養護老人ホームあんずの里拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車両運搬具、器具及び備品一定額法－H19.4.1以前取得…旧定額法
－H19.4.1以後取得…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
- ・徴収不能引当金－未収金、未払金の差額の10%を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 岩手県社会福祉協議会 社会福祉事業職員共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームあんずの里拠点計算書類
(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊸)）
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 短期入所生活介護
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	27,397,759	0	989,812	26,407,947

定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	30,397,759	0	989,812	29,407,947

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	389,630,990	363,223,043	26,407,947
小 計	389,630,990	363,223,043	26,407,947
その他の固定資産			
構築物	192,240	192,239	1
車両運搬具	11,378,373	10,985,260	393,113
器具及び備品	54,939,825	44,714,228	10,225,597
有形リース資産	11,662,200	3,853,080	7,809,120
小 計	78,172,638	59,744,807	18,427,831
合 計	467,803,628	422,967,850	44,835,778

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

間接法のため記載なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（岩手町デイサービスセンター拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

車輜運搬具、器具及び備品一定額法—H19. 4. 1以前取得…旧定額法

—H19. 4. 1以後取得…定額法

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金—岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。

・賞与引当金—職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済

(2) 岩手県社会福祉協議会 社会福祉事業職員共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 岩手町デイサービスセンター拠点計算書類

(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

ア 岩手町デイサービスセンター

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
車両運搬具	525,000	524,999	1
器具及び備品	358,600	198,274	160,326
小計	883,600	723,273	160,327
合計	883,600	723,273	160,327

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

間接法のため記載なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（岩手町デイサービスセンターサテライト東部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・器具及び備品—定額法—H19.4.1以前取得…旧定額法
—H19.4.1以後取得…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—岩手県社会福祉協議会の実施する退職共済制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金 —職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉施設職員等退職手当共済
- (2) 岩手県社会福祉協議会 社会福祉事業職員共済

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において、作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 岩手町デイサービスセンターサテライト東部デイサービス拠点計算書類
(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。
ア 岩手町デイサービスセンターサテライト東部デイサービス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
器具及び備品	291,500	277,067	14,433
有形リース資産	3,511,200	234,080	3,277,120
小計	3,802,700	511,147	3,291,553
合計	3,802,700	511,147	3,291,553

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

間接法のため記載なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし